

○厚生労働省告示第百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年九月二日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1・2 (略)</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の百分の百十に相当する額とする。</p> <p>5 一〇十 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の百分の百四・八に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の百分の百八に相当する額とする。</p> <p>5 一〇十 (略)</p>